

災害時外国人支援ボランティア登録要綱

印西市国際交流協会

令和5年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱では、震災等の大規模災害が発生した場合において、外国人市民等に対し必要な支援を行う災害時外国人支援ボランティア（以下「ボランティア」という。）を確保するため、登録に必要な事項を定めるものとする。

(活動の内容)

第2条 ボランティアは、印西市国際交流協会（以下「協会」という。）または印西市（以下「市」という。）からの要請に応じ、その指示に従い活動するものとする。

2 ボランティア活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害時に設置する相談窓口又は避難所等における外国人市民等の相談支援
- (2) 電話、電子メール等を利用した通訳、翻訳等の支援
- (3) 外国人市民等の安否等被災状況の把握及び報告支援
- (4) 外国人市民等に対する避難誘導、情報提供その他必要な業務の支援
- (5) その他災害時における外国人市民等への各種支援

3 前2項に掲げるもののほか、ボランティアは、協会及び市等からの要請に応じ、防災訓練及び研修に積極的に参加すること。

4 第1項及び第2項の活動を行う場合において、ボランティアは、外国人市民等に対し公平性を担保した支援を行うものとする。

5 ボランティア活動は原則無報酬とする。

6 参加の要請に当たっては、当該ボランティアの意思を最大限配慮した上で行うものとする。

(登録の要件)

第3条 ボランティアに登録できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 災害が発生した場合に、市内でボランティアとして活動する意欲のある者で18歳以上の者（高校生を除く。）

(2) 日本語から外国語及び外国語から日本語への通訳及び翻訳ができる者

(3) 日本の国籍を有しない者にあつては、在留資格を有する者

(登録の手続)

第4条 ボランティアに登録を希望する者は、災害時外国人支援ボランティア登録書（様式第1号。以下「申込書」という。）を協会に提出しなければならない。

2 協会は、申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、ボランティアとして登録し、登録を希望する者にその旨を通知するものとする。

3 登録は、協会及び当該ボランティアの双方に異議がない限り、取り消しまで自動的に更新する。

(登録の変更及び取消し)

第5条 登録者は、登録した内容に変更があつたときは、速やかにその旨を申込（変更）書により届け出なければならない。

2 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに登録を取り消すものとする。

(1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 登録を辞退する旨の連絡があつたとき。

(3) その他登録者として不適格と認められる事由が生じたとき。

(登録情報の利用及び管理)

第6条 協会は、必要に応じて市に登録情報を提供するものとする。

2 協会及び市は、登録情報を適切に保管し、外部に一切の情報を漏えいしてはならない。

3 協会に登録情報を閲覧できる者は、理事に限る。

(活動状況の報告)

第7条 協会及び市は、ボランティアに対し、活動状況の報告を求めることができる。

(事故等の報告)

第8条 ボランティアは、ボランティア活動において事故等不測の事態が生じた場合は、速やかに協会に報告すること。

(秘密の保持)

第9条 ボランティアは、ボランティア活動を通じて知り得た個人情報を他人に知らせ、又は目的外で使用してはならない。ボランティアを退いた後も、同様とする。

(保険の加入)

第10条 協会は、ボランティアが第2条の規定によりボランティア活動に従事するときは、当該ボランティアのボランティア活動保険等への加入手続きを行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協会が別に定める。